

令和 8 年度和歌山県国民健康保険保健事業周知啓発事業委託業務
に係る企画提案書作成のための仕様書

1 業務の名称

令和 8 年度和歌山県国民健康保険保健事業周知啓発事業委託業務

2 目的

和歌山県内における市町村国民健康保険の特定健康診査の実施率は、令和 6 年度で 38.9%、特定保健指導の実施率は、令和 6 年度で 32.3%となっており、特に 40 歳台・50 歳台における実施率が低い状況が続いている課題を踏まえ、これらの未受診者等に対し、統一的なコンセプトのもとで効果的な周知啓発による受診・利用勧奨を実施し、受診率等の向上を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

4 業務内容、納入物及び納入期限

受託者は、統一的なコンセプトのもとで以下の各種啓発素材の企画、制作、放送及び掲載等の業務を行う。

- (1) 特設サイト（ホームページ）の制作・運用管理
- (2) テレビ CM の企画・制作・放送
- (3) インターネット広告の企画・制作・掲載・運用管理
- (4) ポスター・チラシの企画・制作・発送
- (5) TVer 広告の企画・掲載・運用管理
- (6) 漫画及びイラストによる周知啓発用コンテンツの制作
- (7) その他の効果的な啓発の企画及び実施

※各業務の内容及び納品に係る詳細は、別記 1 及び 2 参照

5 各業務の共通事項

- (1) 各種啓発素材は、統一性のあるデザインとすること。
- (2) 啓発対象は未受診者等であるが、特に 40 歳台・50 歳台への訴求力の高い内容とすること。
- (3) 表現は、ナッジ理論等を活用し、特定健康診査及び特定保健指導の必要性が分かりやすい内容にするとともに、今一步受診に踏み出せない未受診者等の受診を後押しする内容とすること。
- (4) 掲載・放映スケジュールについては、契約締結後から令和 9 年 3 月までの期間中の実施になるが、特に和歌山県（以下「県」という。）の指定する 2 か月間に掲載・放映業務を強化すること。

(5) 受託者は、業務開始前のほか、業務着手後から業務完了に至るまで、業務の遂行に当たっては県と緊密に連携を取り、円滑な業務の実施に努めること。

(6) テレビ、ラジオ及び WEB その他メディアに出演させる者について、別紙の誓約書を提出させること。

6 著作権等

(1) 本業務により作成される成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、県に帰属するものとし、県が期間の制限なく無償で随時利用・複製できるものとする。なお、これら二次利用に係る出演者等への許諾はあらかじめ受託者において得るものとする。

(2) 受託者は、本業務により作成される成果物について、県及び県が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 受託者は、本業務の履行に関し、第三者の著作権、知的財産権その他の権利を侵さないこと。

(4) 著作権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、県はその責任を負わない。

7 業務完了後の提出書類

業務完了後、契約終了日までにその業務の成果を記載した委託業務実績報告書（PDF 形式の電子データ及び紙媒体 1 部）を提出するものとし、下記の事項を報告内容に含めるものとする。

(1) 業務名

(2) 実施期間

(3) 実施した業務内容

(4) 納入物の内容

(5) 業務完了日

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の全部再委託の禁止

本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社である場合を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、効率的な業務を遂行する上で必要と認めるときは、県の事前の承諾を得た上で、その一部を委託することができるが、再委託費の合計金額は、全委託費の 2 分の 1 未満でなければならない。

(2) 個人情報保護

本業務を処理するため知り得た個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「和歌山県個人情報取扱事務委託基準」に基づき、適切な管理を行い、その取扱いに特に慎重を期し、物理的・人的原因による漏えいが生じないように措

置すること。

(3) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

なお、本業務終了後も同様とする。

(4) 経理

本業務に係る経理状況を明確にしておくとともに、県の求めに応じて説明すること。

9 その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義等については、その都度、県・受託者間で協議の上、決定する。

令和 年 月 日

誓 約 書

和歌山県知事 宮 崎 泉 様

私は、令和８年度和歌山県国民健康保険保健事業周知啓発事業委託業務（以下「本業務」という。）に係るテレビ、ラジオ又はWEB その他メディアへの出演に当たり、下記のとおり遵守することを誓約します。

記

- 1 私は、法令等を遵守し、和歌山県及び本業務運営者の指示に従います。また、和歌山県の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為及び活動に際して知り得た秘密を本業務期間中及び期間終了後において漏えいするような行為は一切行いません。
- 2 和歌山県及び本業務運営者の適正な運営下において、私の責めに帰する事故等が発生した場合、自らの責任において対応します。
- 3 本業務において撮影・作成した啓発物等について、著作権は和歌山県に帰属すること及びテレビ・ホームページその他啓発活動に使用することを承諾します。

以上

所属事務所

氏名（自署）

別記 1 各業務の内容

(1) 特設サイト（ホームページ）の制作・運用管理

No	項目	内容
1	内容	(i)特設サイト（ホームページ）の制作 ア 特設サイト内に、以下の新規コンテンツを追加 ・ 特定健診対象者が市町村ごとの個別健診医療機関を簡単に検索できるページ イ 閲覧及び利用する者が理解しやすいよう、必要に応じてデザイン等の修正を行う。 (ii)特設サイトの運用管理 (i)を行うに当たり、動作環境やセキュリティ確保等に留意するとともに、コンテンツの更新や障害対応等適切な運用管理を行う。 (iii)運用期間 契約締結日から令和9年3月31日（水）とする。
2	運用管理等に係る留意事項	特設サイトの制作・運用管理に当たっては、以下の内容に留意すること。 ・ 県内市町村の情報ページを含めて簡易更新が可能なプログラムを構築すること。 ・ 更新用簡易操作マニュアルを作成し、電子データを県に提供すること。 ・ 業務終了後、サイトへのアクセス数（期間集計及び日別明細等）及びログ解析による分析（アクセス者の年齢、男女別、利用デバイス、検索ワードリピート率、直帰率、滞在時間、各コンテンツページビュー数等）を行い、「アクセス分析結果報告書」として取りまとめ、速やかに県に報告すること。また、業務期間中においても県からの報告依頼があれば、速やかに報告すること。 ・ 受託者において、WEB サーバをホスティングサービス（レンタルサーバ）等により用意し、サイトの保守管理を行うこと。ただし、サーバの設置場所は、日本国内に限る。 ・ 県のドメイン(pref.wakayama.lg.jp)をトップレベルドメインとするサブドメイン(kenshin.pref.wakayama.lg.jp)を使用すること。 ・ 障害発生時には、迅速に原因調査及び復旧作業を行うこと。

No	項目	内容
3	アクセシビリティ	特設サイトの制作・運用管理に当たっては、以下のアクセシビリティを確保すること。 ・パソコン向けだけでなく、携帯端末（スマートフォン、タブレット等）向けの表示に対応（レスポンス化対応等）すること。 ・一般的に普及している OS 及び WEB ブラウザ（Microsoft Edge、Firefox、Safari、Google Chrome 等）により支障なく利用できること。 ・本業務の実施に当たって、制作するコンテンツについては、「和歌山県ウェブアクセシビリティ方針」に基づき、日本産業規格 JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第 3 部:ウェブコンテンツ」のレベル AA に準拠したものとする。
4	情報セキュリティ対策	受託者は、以下により必要な情報セキュリティ対策を行うこと。 (i) ログイン ID・パスワードによるアクセス制限措置 ア 対象 ・サーバ自体の管理機能 ・WEB コンテンツ更新機能 ・サーバ管理上、有効化している全ての接続機能 イ 対策内容 ・パスワードを強固な文字列（大小文字、数字及び記号のランダム組合せ、最低 8 文字以上）にすること。 ・WEB ページの更新・管理等に係るアクセス（SSH、FTP 等）については、ログイン ID、パスワードの認証だけでなく、IP アドレスを限定するなど、第三者の不正なアクセスを防止する対策を講じること。 (ii) その他のセキュリティ対策 ・ウィルス対策ソフトウェアをサーバに導入し、リアルタイム検索を実施すること。 ・サーバ上の不必要なサービスを停止するか、通信ポートを遮断すること。 ・サーバ OS、ミドルウェア、ソフトウェア等のセキュリティパッチを定期的に更新し、脆弱性を放置しない管理を行うこと。 ・サーバ上のアクセスログの定期的な取得及び確認を行うこと。 ・サーバ提供事業者等が提供する最新のセキュリティ情報を定期的に確認すること。

No	項目	内容
		・WEB サーバに対するコンテンツ更新元の端末機及び遠隔でサーバの管理操作をする端末機には、ウィルス対策ソフトウェアを導入し、リアルタイム検索を実施すること。
5	提案事項	以下の内容について、必ず提案すること。（任意様式） (i) 企画のポイント 特に、新規コンテンツに関する企画は必ず含めること。 (ii) ページの掲載内容 (iii) 新規コンテンツのレイアウトイメージ (iv) 運用管理方法 (v) 業務実施体制（組織、人員配置、連絡体制等） (vi) 同種・類似業務の実績（発注者、内容、受注金額等）

（２）テレビ CM の企画・制作・放送

No	項目	内容
1	内容	テレビ CM を企画・制作し、放送局において放送する。
2	制作	（６）で制作した資材を活用した動画及び昨年度までに県が作成した動画（３種類程度）について、動画の末尾に令和８年度の統一コンセプト画像を使用したクレジットを挿入するなど、テレビ CM 放送用に必要な編集を加えること。
3	放送条件	受託者において、以下を履行条件として放送局と打合せを行い、業務を実施すること。 ・放 送 局：株式会社テレビ和歌山（和歌山市栄谷 151 番地） ・放送期間：契約締結日から令和 9 年 1 月まで 県と調整の上、各月の放送本数等を決定すること。 ・放送本数：①15 秒 CM 20 本 ②30 秒 CM 70 本 ※ただし、①②の CM 本数は調整可能とする。 ・使用する動画データについては、放送局の CM 放送技術基準を満たすデータで放送局に直接搬入し、放送予定日から放送できるようにすること。ただし、放送予定日 1 週間前までに、別途電子データで県に納入すること。 ・業務終了後、各月の放送実績が分かる書面を提出すること。 ・放送料は、委託費に含めるものとする。

4 提案事項	以下の内容について、必ず提案すること。（任意様式） (i)放送本数及び放送時間帯等 本事業の訴求対象である、40 歳台・50 歳台の健康無関心層に効果的な番組・放送時間帯を提案すること。 (ii)業務実施体制（組織、人員配置、連絡体制等） (iii)同種・類似業務の実績（発注者、内容、受注金額等）
--------	--

(3) インターネット広告の企画・制作・掲載・運用管理

No	項目	内容
1	内容	受託者が企画・制作した画像・動画広告及び県が保有する画像・動画広告をインターネット上に掲載し、上記特設サイトへの誘導又は広告内において未受診者等への周知啓発を行う。
2	制作	インターネット広告は、以下により複数制作すること。 ・画像広告：2 種類以上を新たに制作、各メディア用にリサイズ ・動画広告：1 種類以上 ※画像及び動画について、(6) で制作した資材の使用可
3	運用管理等に係る留意事項	インターネット広告の制作・運用管理等に当たっては、以下の内容に留意すること。 ・掲載期間：契約締結日から令和 9 年 2 月まで 県と調整の上、各月の掲載数等を決定すること。 ・画像広告及び動画広告は、それぞれの内容に応じた特設サイト内のページへ誘導すること。 ・掲載媒体により、広告アカウント及び各種 ID 初期設定を行うこと。 ・掲載媒体により、適切なエリア、年齢等のターゲティング設定による広告運用を行うこと。 ・新規に制作する画像・動画が完成するまでの間、県が保有する既存の画像・動画を使用すること。 ・業務終了後、ログ解析による分析（対象者の年齢、男女別、媒体ごとのクリック率等）を行い、「アクセス分析結果報告書」として取りまとめ、速やかに県に報告すること。また、業務期間中においても県からの報告依頼があれば、速やかに報告すること。

No	項目	内容
4	提案事項	以下の内容について、必ず提案すること。（任意様式） (i)企画のポイント (ii)画像・動画広告のイメージ (iii)掲載媒体の選定理由 (iv)掲載媒体ごとの掲載タイプ (v)掲載媒体ごとの目標インプレッション数又はクリック数 (vi)運用方法 (vii)業務実施体制（組織、人員配置、連絡体制等） (viii)同種・類似業務の実績（発注者、内容、受注金額等）

（４）ポスター・チラシの企画・制作・発送

No	項目	内容
1	内容	ポスター及びチラシを企画・制作し、県が指定する県内機関（郵便局、医療機関等）へ発送する。
2	制作	ポスターは、以下の仕様により制作すること。 ・ B 2 縦、コート紙 110kg、片面カラー ・ 1 種類以上、1,000 部程度（総数） ・ 電子データについて、クレジット欄を「和歌山県・（市町村名）」のように記載したデータを 30 市町村分制作すること。 ただし、詳細な記載内容及び記載箇所については、県と協議の上、決定する。 ※郵便局送付分については、昨年度までに県が作成したポスターを増刷したものとする。 チラシは、以下の仕様により制作すること。 ・ A 4 縦、コート紙 90kg、両面カラー ・ 1 種類以上、5,000 部程度（総数）
3	提案事項	以下の内容について、必ず提案すること。（任意様式） (i)企画のポイント (ii)デザインのイメージ (iii)業務実施体制（組織、人員配置、連絡体制等） (iv)同種・類似業務の実績（発注者、内容、受注金額等）

(5) TVer 広告の企画・掲載・運用管理

No	項目	内容
1	内容	広告付きの民放公式テレビ配信サービス「TVer」において、動画広告を配信する。
2	配信条件	動画広告は、以下を履行条件として配信すること。 ・配信内容：テレビ CM 動画及びインターネット広告用動画を使用する。ただし、使用動画については、県と協議の上、決定すること。 ・配信期間：契約締結日から令和 9 年 2 月まで ・エリア、年代及び放送カテゴリ等必要な情報を活用し、特定健診受診率向上に効果的なターゲティングを行うこと。 ・配信会社との調整及び動画素材の納入は、受託者が行うこと。 ・配信に係る一切の費用は、委託費に含めるものとする。 ・業務終了後、ログ解析による分析を行い、「アクセス分析結果報告書」として取りまとめ、速やかに県に報告すること。また、業務期間中においても県からの報告依頼があれば、速やかに報告すること。 ・業務終了後、各月の放送実績が分かる書面を提出すること。
3	提案事項	以下の内容について、必ず提案すること。（任意様式） (i) 配信回数及び放送時間帯等 本業務の訴求対象である、40 歳台・50 歳台の健康無関心層に効果的な番組及び放送時間帯を提案すること。 (ii) 業務実施体制（組織、人員配置、連絡体制等） (iii) 同種・類似業務の実績（発注者、内容、受注金額等）

(6) 漫画及びイラストによる周知啓発用コンテンツの制作

No	項目	内容
1	内容	漫画及びイラストによる特定健診受診等健康リテラシー向上に資するコンテンツ（動画及び画像）を制作する。
2	制作	周知啓発用コンテンツは、以下により複数制作すること。 ・動画：30 秒版及び 15 秒版を 4 種類以上 ・画像：動画に連動する画像を 4 種類以上 ・キャッチコピー及びロゴ：2 種類以上

No	項目	内容
3	留意事項	周知啓発用コンテンツの制作に当たっては、以下の内容に留意すること。 ・ターゲットとなる 40 歳台・50 歳台に訴求するキャッチコピーとロゴを作成すること。 ・ロゴは、コンセプトが明確であり、かつ、キャッチコピーとの親和性が高く、作成年度以降も継続的に使用できるデザインであることとし、多色カラー版に加え、単色版（単色・白抜き）の両方で制作すること。 ・特定健診のプログラムは、生活習慣の見直し等の個人の行動変容が最終的に必要となることから、健診の意義や病気のメカニズム、生活習慣病の怖さなどについて、分かりやすく納得できるような動画（糖尿病、高血圧症、脂質異常症、慢性腎臓病の 4 種類）を専門家の監修のもと作成すること。 ・動画については、YouTube など放映する横バージョンと Instagram のショート動画などで使える縦バージョンの 2 種類を制作すること。 ・オリジナル制作であるか、既存コンテンツの二次利用であるかにかかわらず、受託者は著作権者から必要な利用許諾を取得し、本業務で制作したものが第三者の著作権を侵害するものではないことを保証すること。また、成果物の二次利用について制限や条件がある場合は、企画提案書で明示すること。
4	提案事項	以下の内容について、必ず提案すること。（任意様式） (i)企画のポイント (ii)漫画のストーリー、ネーム案 (iii)キャッチコピー・ロゴの案 (iv)業務実施体制（組織、人員配置、連絡体制等） (v)同種・類似業務の実績（発注者、内容、受注金額等）

(7) その他の効果的な啓発の企画及び実施

No	項目	内容
1	内容	その他の効果的な啓発内容を企画し、実施する。
2	提案事項	以下の内容について、必ず提案すること。(任意様式) (i)企画の内容 (ii)効果的な啓発と考える理由 (iii)業務実施体制（組織、人員配置、連絡体制等） (iv)同種・類似業務の実績（発注者、内容、受注金額等）

別記2 納入物及び納入期限

業務内容	納入物	媒体	納入期限及び方法
(1)特設サイト (ホームページ) の制作・運用管理	・作成したデータ一式 (デザインデータ、画像及びマニュアル等を含む)	電子データ (ファイル形式別途指示)	令和9年3月31日(水)まで
	・アクセス分析結果報告書	電子データ (PDF形式)	令和9年3月31日(水)まで
(2)テレビCM の企画・制作・放送	・(6)で新たに作成した動画及び昨年度までに県が作成した動画のうち、今年度CMとして使用するために再編集した動画データ一式	放送局のCM放送技術基準を満たすデータ	放送局へ直接搬入(放送予定日から放送できるようにすること)
	・昨年度までに県が作成した動画のうち、今年度CMとして使用するために再編集した動画データ一式	電子データ (ファイル形式別途指示)	放送予定日1週間前まで
	・放送実績が分かる書面	電子データ (ファイル形式別途指示)	令和9年3月31日(水)まで
(3)インターネット 広告の企画・制作・掲載・運用 管理	・(6)等で新たに作成した画像・動画及び昨年度までに県が作成した画像・動画のうち、今年度インターネット広告として使用するため再編集した画像・動画データ一式	電子データ (ファイル形式別途指示)	掲載予定日1週間前まで
	・アクセス分析結果報告書	電子データ (PDF形式)	令和9年3月31日(水)まで
(4)ポスター・ チラシの企画・制作・発送	・ポスター (B2縦、コート紙110kg、片面カラー) 1種類以上、1,000部程度(総数)	・電子データ (ファイル形式別途指示) ・見本(紙媒体) 3部	県が指定する日まで
		紙媒体	県が指定する複数の県内機関へ納入すること。 特に、郵便局(263箇所)へは、 <u>9月下旬までに郵便局を利用して郵送すること。</u> ※送付先リストは県が提供
	・チラシ (A4縦、コート紙90kg、両面カラー) 1種類以上、5,000部程度(総数)	・電子データ (ファイル形式別途指示) ・見本(紙媒体) 3部	県が指定する日まで
		紙媒体	県が指定する複数の県内機関へ納入すること。 ※送付先リストは県が提供
(5)TVer 広告 の企画・掲載・運用 管理	・TVerにおいて配信した動画素材一式 ・アクセス分析結果報告書 ・放送実績が分かる書面	電子データ (ファイル形式別途指示)	令和9年3月31日(水)まで
(6)漫画及びイラストによる 周知啓発用コンテンツの制作	・新たに作成した動画・画像データ一式	電子データ (ファイル形式別途指示)	掲載予定日1週間前まで
(7)その他の効果的な啓発の企画及び実施	・契約後に県と協議の上、決定	契約後に県と協議の上、決定	契約後に県と協議の上、決定
-	・作業項目単位で実績工数を記載した報告書	電子データ (PDF形式)	令和9年3月31日(水)まで
-	・委託業務実績報告書	電子データ(PDF形式)及び紙媒体1部	令和9年3月31日(水)まで

※ 納入場所の指定がないものについては、県国民健康保険課(和歌山市小松原通一丁目1番地)へ納入すること。